

## 〔研究ノート〕

## 社会思想史研究と「憲法問題」にかんする覚書

松田 博\*

本稿は近年の「憲法問題」にかんする研究動向をふまえ社会思想（史）研究の視点から諸論点の整理をすることを課題とする。このテーマにかんしては多様な研究分野からの分析と問題提起がなされているが、本稿では、ヘゲモニー論、グローバリゼーション、さらに思想史的視点からの諸論点の検討と整理をおこない、今後の研究課題と展望についても考察したい。

キーワード：憲法、ヘゲモニー、グローバリゼーション、グラムシ

## 目次

1. ヘゲモニー問題としての「憲法」
2. 「グローバル9条」の視点
3. 「思想としての憲法」論
4. 「憲法」論議の展望

## 1. ヘゲモニー問題としての「憲法」

2007年7月の参院選での自民党の大敗は、「戦後レジーム」との決別、克服を基調として強権的に「改憲」を政治日程に組み込もうとした安倍政権を瓦解させた<sup>1)</sup>。

それは安倍晋三の著書『美しい国へ』（文春新書、2006年）に象徴される「復古主義的再編」つまり「復古的権威主義」ヘゲモニーとその国民的基盤の脆弱性を露呈した出来事であった。教育基本法の「改正」、改憲の是非を問う「国民

投票法」制定、さらには防衛庁の「省」への格上げ問題など本来なら広範な国民的合意を背景に国会で審議・決定されるべき重要事項であったにもかかわらず、国民的合意形成というヘゲモニー論の基本を軽視した強行採決によって民心の離反を招き、自らの墓穴を掘る結果となったといつてよい。いいかえればポピュリズム型「民意」の流動性・不安定性への過小評価と、「戦後レジーム」との決別という自己の政治信条の正統性への過信とが表裏一体となっていたのである。換言すれば「権威主義的ポピュリズム」が内包する流動性、脆弱性への視点の欠如が露呈した結果とという。評論家の保坂正康は次のように述べている。

社会的現実や歴史的事実、いやあらゆる社会的現象や事象には多様な側面がある。その

\*立命館大学名誉教授

1) 蒲島郁夫・早野透『安倍政権は憲法に敗れた』、『世界』2007年10月号、星浩『安倍政権の日本』朝日新書、2006年、渡辺治『安倍政権論—新自由主義から新保守主義へ』旬報社、2006年、参照。

側面のすべてを見て、ある一面だけを抽出して論を進めるのはいわば「大人の知恵」である。しかし、中にはその多様な側面を見ずにある一面だけを取り上げて論を進める人がいる。むろんこのような巧妙な手法（あるいは話法というべきか）を知らぬふりして用いる者は、政治家を始めとして言論人にもいる。それらの人々はいわば「老獪」という表現が似つかわしい人生の練達者であり、確信犯的にそのような手法を用いている。ところが無自覚に、ある一面だけ抽出してそれのみに照準をあてて論じる人は、非礼な言い方になるが、いずれ化けの皮が剥がれるか、本人の論がゆきづまってしまうのは自明のことである。（『諸君』2007年11月号）

保坂は「大局観を欠いた『戦後レジーム』への短絡的批判が行き詰まることは自明だった」、「独裁者的な独りよがりの体質、そして反時代的な言語感覚が世間には受け入れられないことを証拠立てたというという意味で、日本社会はある健全さを示した」と指摘している（同前）。カエサル（シーザー）は「人間ならば誰にでも、現実のすべてが見えるわけではない。多くの人には、見たいと欲する現実しか見ていない」と述べているが<sup>2)</sup>、「戦後レジームの克服」の実現という「見たいと欲する現実、願望」は脆くも挫折したのである。

安倍政権による「戦後レジームの克服」を象徴する「改憲」路線の推進に期待した知識人の挫折感は深いものがある。「少なくとも当面、憲法改正は阻止できた。『戦後レジーム』をよ

しとする護憲リベラル勢力としては大勝利」、「所詮我々は『戦後レジーム』の異分子」、「『戦後レジーム』を壊すのは、並大抵のことではない」（八木秀次、『諸君』同前）、「保守の基盤は深刻に毀損され、『戦後レジーム』脱却は、10年以上先送りされるであろう」（櫻井よしこ、同前）、「これは『第三の敗戦』（中西輝政、同前）。このようなある意味では「強引」な復古的・権威主義的「改憲」路線が、国民の自発的合意というヘゲモニー形成を欠落させ、したがって「合意」なき権威主義に陥るのは当然であったといえよう。言い換えれば「保守の復古的再編」という戦略の地盤は予想以上に脆かったのである。さらにこの点は「改憲」論が一路後退・収縮していくのではなく、今後の政治勢力の再編問題と関連してより巧妙な形態で再登場するのは確かであろう。というのはこの問題は「国家像」を軸とする支配層の保守主義的ヘゲモニーの再編と深くかかわっているからである。グラムシは『マキアヴェリ・ノート』のある草稿で次のように述べている。

大きな政治とは、新しい国家形成に関連する諸問題、一定の有機的な経済—社会構造の破壊、防衛、維持のための闘争に関連する諸問題を含んでいる。小さな政治とは、すでに固定している構造の内部で同一の政治的階級の諸分派による主導権獲得のための部分的かつ日常的な諸問題のことである。しかしながら大きな政治を国家活動の内部から排除し、すべてを小さな政治に還元しようとすることは、大きな政治に他ならない<sup>3)</sup>。

2) 塩野七生『ローマ人の物語』第14巻、新潮文庫版、2004年、12頁。

3) Quaderni del Carcere, Q13§5C, pp1563-64.

安倍政権が目指した「戦後レジームからの脱却」という「美しい国」路線は、主観的には新自由主義的な「経済—社会」構造を維持、防衛しつつ、強力な国家主義的ヘゲモニー、国家—市民社会関係における国家の優位性の確立、国家による市民社会の権威主義的包摂という「大きな政治」であったといえる。比喩的に言えば「下部構造」における新自由主義的ヘゲモニーを強力に支援し促進する国家主義的な政治的・イデオロギー的・軍事的「上部構造」を急速かつ「権威主義的」に構築することを課題としたものと言えるであろう。彼らにとって憲法とくに第九条という「法的・政治的・精神的」上部構造は、改変ないし無力化さるべき巨大な障害物に他ならなかった。前述の保坂の評言を言い換えれば「美しい国」路線の失敗は「大きな政治」にふさわしい合意形成の戦略、言説を欠落させた（つまり「小さな政治」の手法を超えることが出来なかった）結果に他ならなかったといえる。

安倍内閣から福田内閣への政権交代によっても、いわば「改憲」以前の国民生活のシビルミニマムや国家運営の中枢にかかわる「年金問題」や「高齢者医療費」問題を含む「医療問題」その他の諸問題が噴出し、社会保障、社会福祉、医療等の国民生活のセーフティネットの深刻な機能不全、「逆機能」の実態が鮮明となり、また深刻な経済危機もあり、緊急な争点としての「明文改憲」問題はいったん後景に退いた観がある（福田首相も9月1日突然辞任し、麻生政権となったが、総選挙という国民の審判によらない首相が三期続くという異常事態となっ

た）。しかしながら底流では改憲支持諸派の連携（グラムシ的に言えば「政治のアルテ（術）」としての議会内勢力の合従連衡的妥協策である「トラスフォルミズモ（変異主義）」であるが）や、ヘゲモニー再編の一環としての政党再編などの「改憲」にむけての新たな「陣地」再構築などの動きが「政局」の背後で持続していくであろう<sup>4)</sup>。

したがって今後の「憲法問題」は「9条」のみならず、「憲法」全体の積極的な内容の擁護・実現という方向性がより重視される必要があるだろう。「思想としての憲法第9条」を問うことは、「思想としての憲法」全体とその「現実化」のための諸課題と方法論を問うことへと「拡張されるべき」局面にあるといえるし、また後述するように「グローバル9条」論など「護憲」から「活憲」への展開がそのことを示していると考える。その意味で西原博史のつぎの指摘は今後の課題を考えるうえで重要な視点と考える。というのは「9条」をはじめとする「改憲」論の背後には「国家論としての憲法」という支配層のヘゲモニー・プロジェクトが存在しているからである。

憲法を変えようとする人々は今、もっと壮大な構想をもって事にあたっている。そこで根本的に変革されようとしているのは国家と個人の関係であり、国家権力に対する国民個人の主体性が脅かされている。

「国民が遵守すべき国の基本法」としての憲法。こうした憲法観を採用し、国家によって一層守ってもらおうと考えるなら、それは現在の

4) 湯浅誠『反貧困』岩波新書、2008年、第二章参照。なお「トラスフォルミズモ（変異主義）」については、拙著『グラムシ思想の探求』新泉社、2007、30-31頁を参照されたい。

日本では、個人としてのあり方の根本を支える価値観や心情についてまで、自らの支配権を代償として差し出すことを意味しかねない。結局これは、戦争の問題にもなっていく。(中略) 国家が国民に対して積極的に忠誠を要求し始めるとき、国家と個人の間の関係が変わろうとする。その時に、忠誠を要求する国家が本当に忠誠に値するかどうかを自分で判断できる基盤こそが失われようとしていることに気づくべきだと思われる<sup>5)</sup>。

グラムシは全体主義的な国家主義批判の文脈であるが『獄中ノート』のある草稿で次のように述べている。

国家が、能動的文化の要素（つまり新たな文明、新しいタイプの人間と市民の創造の運動）として、諸個人（ある社会集団の諸個人）と一体化していると主張することは、政治社会の外被の中に、総体的かつ適度に分節化された市民社会（ここでは民主主義的な諸権利と諸制度を含意している—引用者）を構築しようとする意志を喚起することに役立つべきではない。このような市民社会においては、諸個人の自己統治は政治社会と対立することなく、むしろその政治社会の正常な継続と有機的な完成となるようおこなわれねばならない。国家生活への自律的参加以前に、長期にわたる独自のかつ自立的な文化的・道徳的発達の時期をもたなかったような若干の社会集団にとっては、国家主義が必要でもあり、また有益でもある時期が存在する。このような

「国家主義」は、「国家生活」の正常な形態、少なくとも自律的な国家生活と、それへの参加にいたっていなかった時期に、歴史的に存在しえなかった「市民社会」の生成の萌芽に他ならない（Q8§130B）<sup>6)</sup>。

詳細な説明は省略するが、9条や基本的人権等の憲法の積極的条項を国家意思・国家規範とする「国家主義」は、国民主権原理という「能動的文化」の具体化であり、かつ「国家主義」を相対化・分節化し（中央集権的官僚制の質的改革など）、「市民社会」の構築においても能動的な機能をはたす「国家」形成を意味している。さらに「国家生活」への参加経験が欠如ないし未熟な社会集団（つまり従属的社会集団＝サバルタンに他ならないが）にとって「国家活動」および国家と「市民社会」との節合に「習熟」すること、つまり主権者としての「新しいタイプの人間と市民の創造の運動」をも意味している。このグラムシの言葉を、上述の論旨との関係で「意識」すれば、憲法の諸条項の現実化によって「国家生活の新しいタイプ」および「国家と市民社会との適正な関係」を創出することが可能になるという意味である。「改憲」派にとって「総体的かつ適度に分節化された市民社会」の存在は、彼らの権威主義的国家主義の構築にとって、大きな障害となるのである。その意味で「改憲」派が提起したことは、「守る憲法」から「具現化する憲法」へ、国民主権原理によって編成される「国家生活の新しいタイプへ」へ、さらに「国家と市民社会との適正な関係」構築へ、と「読み替える」ことの重要性

5) 『現代思想』2004年10月号、64、73頁。

6) QC, pp. 1020-1021 なお拙著『グラムシ研究の新展開』お茶の水書房、2003年、第7章、第8章他、同『グラムシ思想の探求』新泉社、2007年、第1章、第3章を参照されたい。

を逆説的に示しているといえよう。

## 2. 「グローバル9条」の視点

2006年10月、NLG（全米法律家組合）は「日本の平和憲法を支持する決議」を採択した。そこでは「9条」の内容が「先進工業国の中で唯一の憲法」であること、日本軍国主義がアジア民衆にもたらした大きな苦痛への反省などの歴史的意義をふまえつつ、「先制攻撃論」など軍事的性格を強めつつあるアメリカの軍事・外交政策に対抗しうる「国連憲章の原則を国内法に適用したひとつのモデル」つまり対抗価値として積極的に評価している。そこには「9条のグローバル化」（グローバル9条）の基本視点と意義が述べられているが、9条の歴史的意義のみならずグローバル社会における紛争の非暴力的解決の理念と展望など「近未来」にかかわる有効なオルタナティブとして位置づけられている<sup>7)</sup>。

このような「グローバル9条」の視点は、国際社会のなかでの日本の憲法精神に基づく独自の国際貢献、いいかえれば日本的「ソフトパワー」の源泉として「憲法」を位置づけようとする思考が、以下の文献からも明らかなように内外で広がり深まりつつあることを示している。

- \* 吉岡達也『9条を輸出せよ！』（大月書店、08年）
- \* 伊勢崎賢治『自衛隊の国際貢献は憲法9条で』（かもがわ出版、08年）
- \* 「マガジン9条」編『使える9条』（岩波ブックレット、08年）

\* 「九条の会」編、『憲法九条、あしたを変える』（岩波ブックレット、08年）

\* 「9条世界会議」日本実行委員会編『9条世界会議の記録』（大月書店、08年）

吉岡達也は「9条は非現実的な理想論ではなく、現実的な紛争予防のメカニズムである」と強調し、国際的なNGOのネットワークであるGPPAC（武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ）における「画期的な認識」を内外で発展させるため、以下の諸点の意義と可能性を指摘している。それを要約的に示せば、①日本の軍事大国化の抑止機能、②東アジアにおける紛争予防メカニズム、③紛争地域における非武装地帯建設など新しい平和構築メカニズム、④武力によらない「人間の安全保障」を推進する機能、⑤各国政府の軍事費を削減し、国連ミレニアム開発目標達成に予算を振り向けるよう促す機能、⑥非軍需産業による経済発展する国家を創り出す機能、⑦災害救援、人道援助など国際社会が必要としている非軍事的国際貢献を推進する機能、⑧日本の非核三原則や武器輸出三原則といった先進的平和政策を世界に広める機能、⑨平和で持続可能な地球社会実現のための「象徴」としての機能、の諸点である<sup>8)</sup>。

東チモールやシェラレオネ、アフガニスタンなどの紛争地で武装解除などの困難な任務を務めてきた伊勢崎賢治は「護憲的改憲論から護憲の立場へ」の見解の発展について次のように述べている。それは憲法特に第9条が「愚かな政治判断へのブレーキの機能」を果たすことへの期待であり、したがって「現在の日本国憲法の

7) グローバル9条キャンペーン編『五大陸20人が語り尽す憲法9条』かもがわ出版、2007年、58頁。

8) 吉岡、前掲書、4-5頁。

前文と第九条は、一句一文たりとも変えてはならない」と強調している<sup>9)</sup>。

また9条世界会議の「宣言」は次のように述べている。

今こそ地球市民社会は、9条の条項とその精神に着目し、その主要な原則を強化し、球規模の平和のためにそのメカニズムを生かしていこう。

9条がこの地域（アジア太平洋地域—引用者）の安定に重要な貢献をしており、包括的かつ持続的な平和の構築のために大きな潜在力をもっていることを認知した。

（日本政府に対する提起）9条の精神を、世界に共有される遺産として尊重し、保護し、さらに活性化しつつ、国際平和メカニズムとしての潜在力を実行に移すこと<sup>10)</sup>。

さらに同会議で辻信一は次のように述べている。「9条が持つこれからの大きな可能性を考えると『守る』ではもったいない。憲法9条はまだ十分に生きていない。もっともっと生かされなければならない。つまり、9条というのは、いよいよこれからじゃないかと思えます。9条について何も選択しないという選択肢はもうないんです。9条は選びなおされなければならない」。9条を「選びなおす」という辻の鋭い着眼は、グローバルな視点で「この国のかたち」を「選びなおす」ことに繋がっていく豊かで強靱な可能性を内包している。同会議で出された多彩な建設的提案は、そのことを雄弁に示

している。

このように憲法とくに第9条は「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」という憲法前文の精神にもとづく平和的・人道的「国際貢献」の実現、「人間の安全保障」の具体化にとって、たんなる「理念」のみならず現実的有効性をもっているという認識が国際的に広がりつつあることに注目したい。

私はかつて学生時代にカントの『永遠平和のために』を読み、深い感銘を受けたが、その時は人類の「理想型」への希求という印象が強かった。今回再読して、そればかりでなく現代世界においてもリアルで力強いメッセージが含まれていることを痛感した。「将来の戦争の原因を含む平和条約は、そもそも平和条約とみなしてはならない。その理由は、この条約はたんなる停戦条約に過ぎず、敵対的な状態を延長しただけであり、平和をもたらすものではないからである」、「常備軍は、いずれは全廃すべきである」、「いかなる国も他国の体制や統治に、暴力をもって干渉してはならない」などがその一例であるが、とくに今回は次の言葉に共感した。カントは言う。「『正義はなされよ、世界が滅ぶとも』というのは、世間で通用している格言であり、いささか誇張気味ではあっても正しい命題である。このラテン語の格言を普通の言葉で言い換えれば、『正義が支配せよ、たとえ世界の悪党どもがそのために滅びるとしても』ということである」<sup>11)</sup>。

9) 伊勢崎、前掲書、序章。

10) 前掲『9条世界会議の記録』、220-223頁。

11) 中山元・訳『永遠平和のために／啓蒙とは何か』光文社文庫、2006年、234-235頁、宮田光男『平和思想史研究』創文社、2006年、第4章参照。

### 3. 「思想としての憲法」論

最近の新聞各紙の世論調査をみても「改憲」反対（慎重論も含めて）が「改憲」支持にたいして優勢となったことが注目される。読売新聞の世論調査でも、改正支持が42.5%、改正反対が43.1%と15年ぶりに僅差とはいえ逆転したことが注目される（同紙08年4月8日）。また朝日新聞では、改正反対が66%、改正支持が23%と大差の結果であった（同紙5月3日）。また「憲法」に関心を持つという層が特に若い世代を中心に増加していることも近年の特徴といえよう。改憲の是非を問う「国民投票法」の制定（安倍首相の退陣後この問題はすっかり政治過程の後景に退いた観があるが）、膠着状態に陥ったイラクやアフガニスタンをはじめとする各地の地域紛争の深刻な実態が明らかになったこと、さらには草の根からの多様な市民的な取り組み（「九条の会」など）の発展もあり、広範な国民各層の「憲法」意識が変化してきたことは明らかであろう。朝日新聞は、まず憲法を読むという意味での「読憲」が広がっていることに注目しているが（2008年5月3日、朝刊）、この数年は国民的な規模での「憲法論議」が高揚した年月といえよう。イタリア語の *Parlare* は「話す」という意味の動詞だが、その名詞形が *Parlamento*（パルラメント、議会）である。つまり「しゃべり場」こそ「議会」の内実であり、草の根からの無数の「しゃべり場」が生み出されてきたといえるのではないか。ここでは、田畑稔「二一世紀に第九条を改めて選び取る理由」の提起に関連させつつ私見を述べておきたい<sup>12)</sup>。

田畑は「第九条の人類史的实现にむけてプロセスのアプローチが必須」と述べ、とくに自衛権問題と関連する「自衛隊や日米安保の縮小改変は、世界市民的な反戦平和運動や社会運動の側からの強力な圧力があってはじめて、現実に日程に上る」課題であると強調している。私も「自衛隊の縮小再編」案や「日米安保」の脱・非軍事同盟の性格への改変などの「過渡的課題」を否定するものではないが—過渡的局面における現実的な可能性まで否定すれば、「最小限綱領」ではなく「最大限綱領」的な選択肢しか残らないであろう—それは国内的・国際的なヘゲモニー関係をふまえた「力関係の変革」の視点が不可欠であると考え。軍事ジャーナリストの前田哲男は、憲法にしめされた安全保障観が「共通の安全保障」、「人間の安全保障」という「普遍的安全保障」を「いち早く明文化した先駆的なもの」という視点から「『守る九条』から『具現化する九条』への対抗戦略」（平和基本法の制定による「拘束力を持った九条」など憲法理念の具体化）の必要性を強調しているが「二〇世紀の頭で二一世紀の安全保障を語ること」を克服し、憲法理念を二一世紀人類の諸課題と接合していくうえで重要な提言と考える。このような憲法理念の具体化と現実との緊張関係のなかでの「人間の安全保障」「普遍的安全保障」への接近という視点、方法を「対抗戦略」として練り上げてゆく構想力にもとづけば、「九条」の明文改憲のみならず、この間の事態が示しているような、なしくずし「解釈改憲」にたいしても有効な「対抗戦略」となりうるだろう。また対抗勢力にとっても「明文改憲」阻止にとどまらず「憲法理念」の積極的具体化という課

12) 季報『唯物論研究』第97号、2006年8月。

題がこれまで以上に重要性を帯びてくるであろう<sup>13)</sup>。

「具現化する九条」にとって「日米安保」という軍事同盟が最大の障害であることは明らかであり、後者にとっては「九条の克服」が課題となり、前者にとっては「軍事同盟の克服」が不可避的な課題となっていくであろう。その意味でも「護憲」の論理は、「九条の具現」を基礎とした「自立国家」「平和国家」形成にむかう必然性を有しているといえる。そのためにも憲法論議を、「人類史」的展望や「21世紀国際社会論」というマクロな視野と枠組みのなかで位置づけ、田畑が強調するように、マクロな史観とくに近現代史・思想史をふまえ、先人の思想的格闘の成果に学びつつ、さらにそれを推し進めるための「思想（史）」的な探求が避けられない課題となるであろう<sup>14)</sup>。

たとえば憲法の英文を見ても基本的人権と深く関連する自由の問題が Freedom, Liberty と使い分けられているごとく世界史的スケールでの自由獲得の歩みが刻み込まれていることは明白であり（十二条、九七条など）、田畑の提起は「九条」のみならず「憲法」全体をこの視点から深められるべき課題と考える。「自由の問題」をはじめとする「基本的人権」思想をふまえてはじめて「第九条を選び取る理由」も鮮明になるのではないだろうか。「人間は自由なものとして生まれた。しかしながらいたるところで鎖につながれている」とはルソーの名言だが、まさに幾多の鎖を断ち切ってきた「自由の歩み」が憲法に反映されているのである<sup>15)</sup>。その意味

で「憲法問題」とは、主権者たる「People 人民」の歴史意識・権利意識の深化つまり「国民とは日々の人民投票に他ならない」というルナンの視点を含む、主権者としての自己陶冶、主体形成の課題でもある。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断的努力によって、これを保持しなければならない」（憲法第12条）という観点からは「国民の厳粛な信託」（同前文）にふさわしい「国政」担当者を選出すること、ないし「信託」にふさわしくない為政者を変更することも、さらに「憲法遵守義務」を尊重しない国務大臣・国会議員・公務員に「レッドカード」を与えることも、「法の精神」にもとづき「違憲審査」を厳格に実施する「司法」を実現することも、主権者たる「国民の不断的努力」に課せられているといえよう。

また田畑は「あえて言えば平和構築の実態的貢献としては軍隊をはるかに凌いでいる」として「憲法」にもとづく平和運動の「技術知」をふくむ「蓄積と実績」を高く評価しているが同感である。「憲法」前文の精神をふまえ国際社会において信頼される地位を構築していくためには、軍事力などの「ハードパワー」ではなく「憲法」を「ソフトパワー」の源泉として徹底的に「活用」（＝活憲）していくことがわが国の真の「国益」にもかない、また最も「愛国的」なことであることを強調していく必要があるのではないか。基本的人権や人間としての尊厳が尊重される「愛するに値する国家」形成こそ（だからこそ「パトリオティズム」は「共和政」の実現と硬く結びついた思想であった）、同時に

13) 前田哲男『自衛隊 変容のゆくえ』岩波新書、2007年、211-212頁。

14) 田中浩『新版 国家と個人』岩波書店、2007年、山室信一『憲法9条の思想水脈』朝日新聞社、2007年、参照。

15) 樋口陽一『自由と国家』岩波新書、1989年、同『個人と国家』集英社新書、2000年、参照。

国際社会から信頼される「国際貢献国家」としての成熟の進路に他ならない。「国連改革」を標榜しつつ「常任理事国」入りを目指した戦後最大の外交問題が、国連加盟諸国の大半の支持を得ることが出来ず、国際社会から信頼される国家になりえていないことを内外に露呈したことは記憶に新しいが、その背後には「国民国家」としての未熟さ、自立性の欠如という重大かつ深刻な問題が存在している。したがって「ソフトパワーの源泉としての憲法」という視点を現実化していくには、国際社会からも信頼される、成熟した「国民国家」形成の展望を明確にする必要があるだろう。「第九条」はそのための基軸となりうる財産である。

また「思想としての憲法」論の深化のためには「国家論としての憲法」という課題が今後より重視されるべきであろう。国家論的視点から言えば「憲法問題」は人民主権にもとづく「未完の国民国家」を「自立・成熟した国民国家」へと変革していく課題と、「国際社会において信頼される一員」となるためのトランス・ナショナルな、「国民国家」を超えていく課題との結節点として位置づけられる必要があるのではないだろうか。

憲法が規定している国家は、「打倒」の対象でもなければ「崇拜」のそれでもない。それは主権者としての諸権利が実現される「場」であり、かつ「国家主義的」な虚構を突き抜けグローバル社会へ連携される空間に他ならない。「成熟と超克」の視点によってこそ、ナショナルな次元とグローバルな次元との歴史的・思想的な接続の展望が明らかになると考える。

さらに田畑は「21世紀の我々はローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルに重層化して重層的リアリティを生きつつある」という重要な指摘をしている。しかしながら安倍晋三『美しい国へ』批判を重視するあまり「『パブリック』も『ナショナル』が独占するというのはアナクロニズムである」と述べているが、これは一面的ではないか。というのはグローバル化とローカル化の同時進行つまり「グローカリズム」重視（現象的かつ部分的には妥当するが）という「スキーム」のステレオタイプ化のなかで「国民国家」をふくむ「ナショナル」な次元の深刻な諸問題が歴史的・思想的・政治的に軽視され、「周辺化」、「下位概念」化されかねない危険性を有しているからである。「ナショナル」な次元は、「国民国家」問題をふくみ、ローカル、リージョナル、グローバルなモメントが重層的に交錯する「結節点」であり、したがって「思想としての憲法」論を深化させようとすれば、前述のごとく国民国家論、ナショナリズム問題、パトリオティズムなどの諸論点は不可避的課題となるであろう<sup>16)</sup>。換言すればこのような諸課題を軽視すれば「憲法問題」は「抵抗の論理」にはなりえても、それを「変革の論理」へと昇華させていくことは困難となるであろう（現在の状況が「抵抗」局面にあり、多様で多元的な「抵抗の論理」を総動員していくべき局面にあることは否定しないが）。「思想としての憲法」を論じることは「抵抗の論理」をふまえそれを「変革の論理」へと発展させていく思想的営為を不可欠の契機とすると考える。つまり「憲法」の徹底的な現実化が、日本社会の民主主義

16) 川出芳枝「憲法と共和主義」、『岩波講座 憲法3 ネーションと市民』所収、M・ヴィロリ、佐藤瑠威・佐藤真喜子訳『パトリオティズムとナショナリズム』日本経済評論社、2007年、松田前掲書2007、第8章参照。

的変革の重要な契機となるという視点である。

田畑は「我々が二一世紀にあらためて第九条を選び取るという場合、二一世紀のこの根本問題を見すえてのことである。まさに『人間の安全保障』が巨大な規模で問われていることを忘れるべきではないだろう」と強調しているが同感である。「人間の安全保障」をめぐるグローバルな「知の障壁戦」は、同時に「国家の安全保障」（国家主義的ヘゲモニー）を凌駕する「人間の安全保障」つまり「憲法」理念と諸条項の現実化にもとづく「国民国家」形成へと連結し、またそれは国際的な「人間の安全保障」実現を「国家目標＝国益」とする真の「国際貢献国家」形成の展望へと展開していくであろう。その意味で「活憲」論の展開は、「憲法」論議の今後において国際社会との関係およびわが国の将来構想の重要な要素となっていくであろう。

「人間の安全保障」論の理念や問題意識を探索していくと、その主要部分は「憲法」に盛り込まれているのを痛感する。いいかえれば「憲法」の基本精神はまさに「ソフトパワー」の源泉、「人間の安全保障」の「マニフェスト」に他ならないといえる<sup>17)</sup>。それはまた「人民主権的なパトリオティズム」をふまえた真の「国際貢献国家」形成という現代的ヘゲモニー闘争の「知の障壁戦」の「ベースキャンプ」でもある。その意味で「憲法」を論じることは、田畑が指摘するごとく「二一世紀の根本問題」を論じること一わが国の課題も含めて一と不可分である。私は経済学者都留重人が晩年の著作で次のように述べていることを、「憲法問題」を考え

る際にも重視したいと考える。

二十一世紀を迎えた日本社会が、「人心の荒廃」と「経済面の挫折」と「政治の混迷」に特徴付けられて、暗いトンネルの中から抜け出られないでいる状態を転換させ、希望に満ちた光明を期待させうるきっかけは何であろうか。私は、とりあえず必要なのは発想の転換にほかならぬと考えるのであり、それには次の三つの契機を指摘することができる。(一) 戦前と連続した国家的イデオロギーやその体現現象とは訣別すること。(二) 日本の自立が完うできるよう現行の日米安保を根本的に見直すこと。(三) 真の豊かさは経済の成長率を指標とするものではないことを確認すること<sup>18)</sup>。

#### 4. 「憲法」論議の展望

昨年（2008年）5月3日の「憲法記念日」の各紙社説で私は次のものが印象的であった。というのは憲法の「歴史的意義」のみならず、国内外の諸問題に対する現実的有效性つまり「憲法の活用＝活憲」的視点を鮮明にした内容だったからである。

「沖縄タイムス」は二日連続で「(上) 9条を『国際公共財』に」「(下) 貧困と格差が尊厳奪う」という鋭い社説を掲載した。全文紹介したいくらいの説得力ある内容であるが、(上)では次のように述べている。

憲法全文と九条に盛り込まれた平和主義と

17) 佐藤誠「日本における人間安全保障をめぐる政策と議論」、『立命館国際研究』18巻3号、2006年3月、A・セン『人間の安全保障』集英社新書、2006年、『安全保障の今日的課題』朝日新聞社、2003年、勝俣誠編著『グローバル化と人間の安全保障』日本経済評論社、2001年、参照。

18) 『21世紀日本への期待』岩波書店、2001年、43頁。

国際協調主義は、戦争体験に深く根ざした条項であり、沖縄の歴史体験からしても、これを捨て去ることはできない。ただ、護憲という言葉に付着する古びたイメージを払拭するには、護憲自体の自己改革が必要である。九条を国際公共財として位置づけ、非軍事分野の役割を積極的に担っていくことが重要だ。

また（下）では次のように述べている。

貧困と格差の広がり社会全体を蝕み、人間としての尊厳まで奪いつつある。憲法第二五条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めている。生存権を保障したこの規定は今、かつてない深刻な試練に立たされている。（中略）希望の持てない社会は、相互の紐帯が弱まり、不安定なバラバラの社会になる可能性がある。「すべて国民は、個人として尊重される」。前段で個人の尊重をうたった憲法第一三条は後段で、幸福追求に対する国民の権利について「国政の上で最大の尊重を必要とする」と規定している。

また同紙は8月15日の「平和と平等を問い直す」と題する社説で、「悲惨な戦争を体験した日本の社会は、二度と戦争をせず、戦争に加担しないために二重三重のたがをはめてきた。その最大の象徴が憲法九条であるのは言うまでもない」と9条の意義を再確認している。

「琉球新報」は「憲法記念日 今こそ理念に輝きを」として大要次のように述べている。同紙は、航空自衛隊の空輸活動を「違憲」とした

名古屋高裁の判断に注目し、憲法第98条（憲法の最高法規性）、第99条（国務大臣、国会議員等の憲法尊重擁護義務）の意義に触れ「法治国家のはずの日本で最高法規の憲法を守らず、従わず、尊重せず、『違憲』行為を重ねる政治が行われている」と批判している。また「護憲のうねりをつくろう」として「条文だけの憲法は役に立たない。尊重し、守り、守らせてこそその立憲・法治国家である。人権や自治のない米軍統治下で平和憲法を希求し、本土復帰運動を展開した沖縄である。失われつつある平和憲法の理念を問い掛け、順守し、実効性を取り戻す運動を沖縄から始めたい」と強調している。また同紙8月15日社説は、「終戦記念日 節目の日に「非戦」を考える。／恒久平和誓う「国民宣言」を」というタイトルで次のように述べている。

戦後63年。日本は今ポツダム宣言が破壊した「戦争遂行能力」を持つ軍隊を復活させ、有事法制をと整え、海外に派兵し、平和憲法の改悪すら射程に入れる。「本当の終戦記念日はいつか」を問う前に、いま「新たな戦争」を回避し、恒久平和を誓う「国民宣言」が必要な時期を迎えている。

私はかつて歴史家、鹿野政直の著作『「鳥島」は入っているか』に強い感銘を受けたが、「思想としての憲法」論にとって「沖縄は入っているか」を問う視点は不可欠ではないかとの二紙の社説にふれてあらためて痛感している<sup>19)</sup>。それはまた「沖縄」にかぎらず「憲法」論議における「鳥島」的な要素を注視し、周縁、辺境、マイノリティ、社会的弱者の視点を自己の探求に「標

19) 岩波書店、1988年、同『思想史論集』第三・第四巻、同前、2007年、参照。

準装備」することの重要性でもあると考える<sup>20)</sup>。

毎日新聞は『『ことなかれ』に決別を—生存権の侵害が進んでいる』という社説を掲げた。同紙は「あれほど盛んだった改憲論議が、今年はずっかりカゲを潜めてしまった。国民の関心は憲法よりも暮らしに向かっている」としつつ「しかしながら、実は今年ほど、憲法が切実な年もないのではないか」としている。それは「憲法の保障する集会の自由、表現の自由が脅かされる」現実（映画「靖国」上映妨害など）にたいして『『ことなかれ』の連鎖』という、「表現の自由に対する感度」の低下が見られるからである。しかしながら他方では航空自衛隊の活動に対する名古屋高裁の「違憲判決」のように「平和のうちに生存する権利」という「憲法判断を司法として初めて示した」ことに注目している。「ダイナミックにとらえ直された『生存権』。その視点から現状を見れば、違憲状態が疑われることばかりではないか」として「後期高齢者医療制度」、ワーキングプア問題、「消えた年金問題」など『『生存権』の侵害に監視を強める地道な努力が必要である」と強調している。また「憲法で保障された国民の権利は、沈黙では守れない。暮らしの劣化は生存権の侵害が進んでいるということだ」として「政治に行動を迫っていく決意」を述べている。同紙の見解は「憲法問題」の中心的争点が「9条」から「基本的人権」（集会や表現の自由）や「生

存権」へ移行してきたことを重視し、そのような「人権」や「生存権」の保障を可能にする「政治」のありかたに対する国民（有権者）の「感度」アップを提起しているといえよう。

朝日新聞は「日本国憲法—現実を変える手段として」という社説であった。同紙も今年の「前のめりとも言うべき改憲気分は、すっかりなりを潜めている」として世論調査における改憲反対の優勢をあげている。しかしながら「従来の憲法論議が想像もしなかった新しい現実」つまり「ワーキングプア」などの「新しい貧困問題」、ネット社会という「両刃の剣」の負の側面（個人の自由や人権の抑圧）に注目し「こうした新しい現実のなかで、私たちは自由と権利を守る知恵や手段をまだ見いだしていない」と強調している。また「現実と憲法の溝の深さにたじろいではいけない」としつつ「憲法は現実を改革し、住みよい社会をつくる手段なのだ。その視点があつてこそ、本物の憲法論議が生まれる」と述べている。

以上私が注目した各紙の社説を素描してきたが、各紙とも世論の動向を踏まえ「憲法論議」の争点が「九条」の明文改憲の是非を問う段階から、基本的人権や生存権の実現にむけて、またこれまでの論議が想定してこなかった「新しい現実」をも踏まえて「憲法と現実の深い溝」を現実改革の方向で議論を深化させていくことの重要性を訴えているといえよう<sup>21)</sup>。

20) 仲地博・水島朝穂編『オキナワと憲法』法律文化社、1998年、目取真俊『沖繩「戦後」ゼロ年』日本放送協会、2005年、参照。

21) 沖繩二紙とは対照的に全国紙五紙の「8・15」社説（2008年）には「憲法」問題の言及がまったく見られなかった。「改憲」問題が当面の緊急の課題ではなくなった、という点では、立場や視点の違いはあれ、奇妙な一致である。以下各紙のタイトルをあげておく。『『嫌日』と『嫌中』を越えて』（朝日）、「日本独自の国際協力を」（毎日）、「静かな追悼の日としたい」（読売）、「平和の尊さをだれが語り継ぐのか」（日経）、「日米同盟—日米の絆を確かめること」（産経）。

私たちにとって「思想としての憲法」論を考  
えるとき、すでに述べたごとく、それは「21世  
紀の基本問題」の探究と同一の座標軸となるで  
あろう。その意味で「九条」精神にもとづく  
「人間の安全保障」論の豊富化と真の「国際貢  
献国家」形成の展望、基本的人権や生存権が保  
障され、他民族共生や多文化主義を組み込んだ  
「国民国家」論など「各論」と「総論」を接合す  
る議論の組み立て方が必要になるであろう。ま  
たそれは「主権者」としての国民の「憲法」に  
たいする感度の鋭敏化にもかかわってこよう。  
鹿野政直は次のように語っている。

人々は不安で、みずから管理を望む立場に  
追い込まれているのではないか。「安心」に  
すがり、それを求める先は宗教や国家です。  
それをどうしたら乗り越えられるか。未来は  
まだ見えませんが、未来をつくる道はなにか  
あるでしょう。（中略）まどろっこしいよう  
ですが、「それは間違っている」「承認しな  
い」と一つひとつ、事実に基づいて言い続け  
ることが歴史学の責務になると思います。向  
こうは全体の文脈ではなく、ごく小さなと  
ころで攻撃してくる手法ですし、相手を否定す  
ることを通じて繁殖してゆく言説ですから、  
歴史学者は反対の言論を残して、積み重ねて  
いくことが大事ではないかと思ひます。同時  
に、そういう言説に共鳴する人々がいるとい

うことを受け止めて、それはなぜかを、それ  
こそ歴史学の対象としても考えてゆく。そん  
な多面的な作戦が求められていると思ひます  
ね<sup>22)</sup>。

この鹿野の指摘は歴史学という分野に限らず  
「思想としての憲法」論の探究にとってもきわ  
めて示唆的な発言と考へる。それは憲法をめぐ  
る人々の意識、「気分」の多様性や複雑性（受動  
性もふくむ）を内在的に注視する、単線的でな  
い方法論への自覚（単純化に対する警戒心）で  
あり、また「全体の文脈」と切り離し、微細な  
点を攻撃対象とし、「相手を否定することを通  
じて繁殖してゆく言説」（ハード、ソフトを問  
わず「改憲論」の諸言説にこれらの諸点はその  
まま該当するが）に対する柔軟で粘り強い言論  
戦であり、さらには多様なアプローチを可能に  
する懐の深い「多面的な作戦」の必要性であ  
る。グラムシも「『沈黙している人々』もその  
多様性の一部である」という含蓄ある言葉を  
『獄中ノート』に遺しているが、「現実と憲法」  
との間の溝の深さを直視し、同時に「現実の改  
革」の可能性にたいしても真摯に向き合うこと  
が、「思想としての憲法」論の探究を「21世紀の  
基本問題」へと深化させていくための基本的な  
課題といえる。「九条の克服」ではなく「九条  
をはじめとする憲法理念」による「現実の改  
革」こそが求められている<sup>23)</sup>。

22) 『論座』2008年1月号。

23) 『歴史評論』の「特集・改憲問題—歴史研究者はどうむきあうか」、No.671、2006年3月号、参照。この  
特集では、地域的平和創造や過去の克服、憲法24条と家族、現代社会論と9条問題、さらには研究者とし  
て「歴史とどう向き合うか」という歴史認識の問題などが取り上げられている。全体として現代史認識の  
なかで「憲法」を位置づけようという視点が明確である。私は「過去の克服」、「歴史的和解」、「地域的平  
和」等の関連性の解明が、「憲法」の現代的意義と可能性についての論議をより深化させるという感想を同  
特集から受けた。

グラムシは「古いものは滅びつつあり、新しいものはまだ確かではない。その間の空白期には、多くの病的な兆候が現れる」と獄中で記した。本節で触れたことは「憲法と現実との深い溝」を考えれば、まだ萌芽状態であり「確か」とはいえないであろう。それゆえにこそこれらの「芽」を確かなものにしていくことが「論憲・護憲・活憲」的憲法論の必要条件となるのではないだろうか。そのいみで憲法に凝縮された「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（第97条）の思想史的意義、歴史認識を問いつけること、また「憲法精神」の現実的有効性をグローバルな視点から豊富化させていくこと（「グローバル9条」論など）<sup>24)</sup>、さらには「21世紀社会」展望において憲法精神がもつ潜勢力を社会的構想力として深化・豊富化させてゆくこ

となどの諸課題が今後より重要な論点となっていくであろう。前述の鹿野政直の「鳥島は入っているか」という問いかけ、田中彰の「未発の可能性」という視点、丸山真男の「自由獲得の歴史のプロセスを、いわば将来に向かって投射したもの」というメッセージには、「憲法と現実との深い溝」を克服し、憲法が「希望の言説」として再生していくための強靱かつ豊かな知性と示唆が含まれていると考える<sup>25)</sup>。

またそれらの議論は、当初から均一的で同質的な言論空間を形成するのではなく、むしろその逆で、「百家争鳴・百花斉放」を生命力とすることで、その反対者や「沈黙する人々」にたいしても「言論・表現の自由」の意義を具体的に示すこと、つまり「討議的デモクラシー」（篠原一）のアリーナであることが求められよう。

24) アジア諸国にたいする「過去の克服」、「歴史的和解」、「平和的共存」などの実現にとっても「9条」精神は現実的意義と有効性を有していると考え。古関彰一『「平和国家」日本の再検討』岩波書店、2002年、参照。またこれらの諸点は、憲法が主権者としての個人と「国家」との緊張関係・対抗関係を前提とし、さらに「国家の最高法規が自身に制約どころか掣肘を加えている。未来の暴走を予感してあらかじめみずからを厳しく拘束している。国家の基本法が国家の幻想を戒めている」（辺見庸）という視点と深くかかわっている。辺見『抵抗論—国家からの自由へ』講談社文庫、2005年、63頁。

25) 田中彰『小国主義』岩波新書、1999年、田中は「明治初年さらに明治十年代から『未発の可能性』としての小国主義は、大国主義と闘い、伏流、台頭、再伏流という長い苦難の水脈を維持しつつ、敗戦・占領という過程でこの小国主義を内包した日本国憲法の国家体制として結実した」と指摘し、「その内実の歴史的水脈を見ることなく、『押しつけ』憲法論によって日本国憲法論の小国主義の理念を否定しようとすることは、いかなる理由を付そうとも、大国主義への回帰をめざす以外の何者でもない」（200頁）と強調している。また『近代日本の歩んだ道』では「沖縄の痛みを自分達の問題として共有する、そのことがまさに小国主義的な発想に通ずる」とも指摘している。人文書館、2005年、88頁。田中の著作は近代日本の「この国のかたち」を内在的歴史研究から彫琢し、そこに「未発の可能性」が埋蔵され、「日本国憲法」に継承されたことを説得的に論じている。両著は、「憲法」を「未発の可能性」の視点で読むことの意義を確認させてくれる。丸山真男は、憲法12条および97条の意義について「自由獲得の歴史的なプロセスを、いわば将来に向かって投射したもの」と述べ、その含意は「国民はいまや主権者となった、しかし主権者であることに安住して、その権利の行使を怠っていると、ある朝目覚めてみると、もはや主権者でなくなっているといった事態が起こるぞ」という「警告」になっており、その背景には、「最近百年の西欧民主主義の血塗られた道程がさし示している歴史的教訓」があること強調している。『日本の思想』岩波新書、1961年、155頁。

篠原は「参加デモクラシー プラス 討議デモクラシー」など「デモクラシーの複線化」や「デモクラシー間関係」の意義を強調しているが、奥行きのある憲法論議の実現にとっても重要な提起と考える。というのは「憲法と現実との深い溝」を埋めていくには、「デモクラシーの再定義」や「デモクラシーの〈民主化〉」という視点が不可欠となってくると考えるからである<sup>26)</sup>。

グラムシは「リハーサル中のオーケストラでは、各楽器の奏者は勝手に演奏していて、それはひどい不協和という印象を与えるが、オーケストラがあたかも一個の『楽器』のごとき演奏を行うためには、このようなリハーサルは必要な条件なのである」（Q15Ⅱ§13B）と述べているが、憲法論議の活性化と活力ある多元的民主主義の実現とは相互補完的関係にあるといえよう。

かつてドイツの法学者イェーリング（1818-1892）は、その古典的名著『権利のための闘争』で次のように強調した。つまり「権利のための闘争は、自分自身に対する義務」であり、そのためには「健全な権利感覚」として「敏感さ、すなわち権利侵害の苦痛を感じとる能力と、実行力すなわち攻撃を斥ける勇気と決意」が必要であると。「憲法と現実との深い溝」を埋めていくための思想（史）的課題とは、現代国家論、国際社会論、グローバリゼーション論、市民社会論等の各分野において、その歴史的特質やグローバルな視点さらには将来社会の構想力の問題として「憲法」を多角的、多面的に考察して

いくことにあるといえよう<sup>27)</sup>。

## 付記

本稿脱稿後、私は次の労作から学ぶ点が多かったので付記しておきたい。

① 君島東彦・編著『非武装のPKO—NGO 非暴力部隊の理念と活動』（明石書店、2008年）

君島は、憲法の平和主義について次のように述べている。つまり「日本国憲法から世界の現状へ向かうのではなく、世界の現状から日本国憲法に向かうべきである」として、憲法は「軍事力重視のバックス・アメリカーナと鋭く対立」し、「平和のうちに生存する権利を固有の権利として」持っている。さらに「前文」の精神にもとづけば「グローバル・アパルトヘイトの克服」をめざしており、それは「安全保障を名目とする人権と民主主義の停止—対テロ戦争—に批判的」である。また憲法の平和主義は「ミリタリーをシビルで置き換えようとする世界の潮流」と一致している。したがって「9条」問題は「バックス・アメリカーナの暴力」と「世界のシビルによる平和」との「対決点」に他ならない。

② 辻井喬『憲法に生かす思想の言葉』（新日本出版社、2008年）

辻井は文学者らしいソフトで機知に富んだ表現のなかに「戦後レジームをしっかりと固めて、そこに内容をつけること」「戦後レジームを実体化すること」の重要性を強調している。また「世界に誇れる文化的価値をもった憲法だということをピーアールしないといけない」が「今の憲法をわが国の文化の一つの表れとしてとらえる、そういう姿勢がわれわれには十分ではないのではないかということを考えざるを得ません」と重要な提起をしている。辻井はそのような視点で「愛国心、伝統、共同体というものを、もう一度人間の価値のうえに築き直す、そういうことが日本を、ひいては憲法第九条の心を広げる唯一の近道ではないか」と述べている。辻井の指摘は、国際的視野のもとで「憲法文化」、「九条文化」のも

26) 篠原一『市民の政治学』岩波新書、2004年、参照。また田村哲樹『熟議の理由』勁草書房、2008年、C. ムフ、酒井雅史・監訳、篠原雅武・訳『政治的なものについて』明石書店、2008年、も参照されたい。

27) 『権利のための闘争』、村上淳一訳、岩波文庫、49、79頁。

つ潜在的な可能性を、この国に生きる人々の生活文化、日常性のなかに定着させていくことの重要性、いいかえれば足元からの、生活者の視点からの「憲法文化」論といえよう。

③ 京都仏教会・監修、洗 建・田中滋編『国家と宗教 宗教から見る近現代日本』下巻、(法蔵館、2008年)

「第三部 戦後新憲法と宗教」、「第四部 宗教の存在理由への問い—新自由主義経済体制下の『国家と宗教』」に収められた各論文から学ぶ点が多かった。とくに憲法第九条のみならず改憲論と憲法第二十条(政教分離)の関連(桐ヶ谷章)や、「新自由主義が生み出す大量の社会的弱者」と宗教との関連(田中滋)など「憲法と現実との深い溝」とその打開策についての宗教者・宗教学者の真摯な考察は、「改憲論」が「宗教の存在証明」の深化にとって重大かつ深刻な障害になっていることを説得力をもって論じている。

#### 参考文献 (順不同)

長谷部恭男他編『岩波講座 憲法』全6巻、岩波書店、2007  
 辻村みよ子『憲法』第二版、日本評論社、2004  
 自由人権協会編『憲法の現在』、信山社、2006  
 毛利透『民主政の規範理論—憲法パトリオティズムは可能か』、勁草書房、2002  
 大久保史朗『人権主体としての個と集団』、日本評論社、2003  
 奥平康弘・宮台真司『憲法対論』、平凡社新書、2002  
 樋口陽一『比較の中の日本国憲法』、岩波新書、1979  
 田村武夫他『憲法の21世紀的展開』明石書店、1997  
 毎日新聞論説室『論憲の時代』日本評論社、2003  
 小林正弥『非戦の哲学』ちくま新書、2003  
 長谷部恭男『憲法と平和を問いなおす』ちくま新書、2004  
 五十嵐仁『活憲—「特上の国」づくりをめざして』山吹書店、2005  
 岡本三夫他『平和学のアジェンダ』法律文化社、2005  
 同『憲法とは何か』岩波新書、2006  
 杉原泰男『憲法と国家論』有斐閣、2006  
 愛敬浩二『改憲問題』ちくま新書、2006

長谷部・杉田敦『これが憲法だ』朝日新書、2006  
 樋口陽一『「日本国憲法」まっとうに議論するために』みすず書房、2006  
 内田樹他『9条どうでしょう』毎日新聞社、2006  
 憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』岩波新書、2004  
 渡辺治『憲法「改正」』旬報社、2005  
 社会保障総合研究センター編『「福死国家」に立ち向かう』新日本出版社、2005  
 斉藤貴男『ルポ・改憲潮流』岩波新書、2006  
 太田光・中沢新一『憲法九条を世界遺産に』集英社新書、2006  
 共同通信社『「改憲」の系譜—9条と日米同盟の現場』新潮社、2007  
 同時代史学会編『日本国憲法の同時代史』評論社、2006  
 『ポリティーク』第11号、「特集・改憲問題の新局面」、旬報社、2006  
 井芹浩文『憲法改正試案集』集英社新書、2008  
 古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫、1995  
 渡辺治他『日本近現代史4 戦後改革と現代社会の形成』岩波書店、1994  
 ヴァイツェッカー、山本務訳『過去の克服・二つの戦後』日本放送出版協会、1994  
 高橋哲哉『戦後責任論』講談社、1999  
 中村政則『戦後史』岩波新書、2005  
 岩田行雄『平和憲法誕生の真実』私家版、2008  
 雨宮昭一『占領と改革』岩波新書、2008  
 栗原優『現代世界の戦争と平和』ミネルヴァ書房、2007  
 千葉真編『平和運動と平和主義の現在』風行社、2008  
 姜尚中『東北アジア共同の家を目指して』平凡社、2001  
 船橋洋一『歴史和解の旅』朝日新聞社、2004  
 望田幸男他編『国際平和と「日本の道」—東アジア共同体と憲法九条』昭和田堂、2007  
 荒井信一『歴史的和解は可能か』岩波書店、2006  
 林博史『戦後平和主義を問直す』かもがわ出版、2008  
 高橋哲哉・山影進『人間の安全保障』東大出版、2008

安丸良夫『〈方法〉としての思想史』校倉書房, 1996  
 同『現代日本思想論』岩波書店, 2004  
 鹿野政直『鹿野政直思想史論集』全7巻, 岩波書店,  
 2007  
 DVD「9条世界会議」同日本実行委員会, 2008  
 辺見庸『しのびよる破局』大月書店, 2009  
 9条世界会議国際法律家パネル編『9条は生かせ

る』日本評論社, 2009  
 フォーラム平和・人権・環境=編『平和基本法』,  
 2009  
 「グローバル化の中の国家と憲法」『Jurist』No.1378,  
 2009. 5. 1-15 有斐閣, 2009  
 立岩真也他『生存権』同成社, 2009